

報告第9号

専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、訴えの提起について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月21日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

専決第5号

専 決 処 分 書

訴 え の 提 起 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月25日

鹿沼市長 佐藤 信

市営住宅の明渡し、滞納家賃の支払等を求めて、次のとおり訴えを提起する。

1 被告の住所及び氏名

住 所	氏 名

2 請求の要旨

(1) 被告に対し、次の表に掲げる市営住宅の明渡し並びに同表に掲げる滞納家賃の支払及び明渡し請求を受けた日の翌日から明渡し日までの1か月近傍同種住宅家賃の2倍に相当する額の損害賠償金の支払を求める。

氏 名	明渡しを求める市営住宅の名称	滞 納 家 賃	近傍同種住宅家賃
	鹿沼市日吉町南市営住宅	465,500円	82,900円
	鹿沼市坂田山市営住宅	504,400円	41,200円

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 前2号の判決及び仮執行の宣言を求める。

※被告の住所、氏名等については、個人情報保護の観点から表示していません。